平成２４年（フ）第１２１５号
堺市西区浜寺石津町西４丁１番15―403号
債務者　吉山　哲司
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　増夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３０９号
大阪府松原市岡５丁目９番７―４Ｃ号、前住所大阪府羽曳野市野16番地
債務者　徳川　光治
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　増夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２３２１号
北海道江別市東野幌本町35番地の６　サーム野幌壱番館503号
債務者　宮内　　誠
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　英治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６５号
三重県桑名市大字森忠655番地24、前住所三重県桑名市西鍋屋町65番地
債務者　鈴木　　尚
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　龍範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２３１号
北海道苫小牧市明野新町２丁目３番28号レインボーハウス明野Ｎｏ．33―201
債務者　谷澤　光昭
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３６３号
函館市川原町10番９号
債務者　宮谷内修一
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２７号
岩手県釜石市栗林町第20地割５番地　栗林第三仮設団地４－５、住民票上の住所岩手県釜石市鵜住居町第15地割54番地２
債務者　山崎　郁子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第８５１号
仙台市泉区八乙女中央５―27―10　ファミール愛隣106号、住民票上の住所仙台市泉区松陵４丁目37番地の４
債務者　橋本　政彦
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
山形県米沢市相生町７番２―31号
債務者　内山　敏市
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１６３号
福島市岡部字大旦61番地の５　ガーデンパレス岡部108号、従前の住所福島市鎌田字月ノ輪山５番地の101
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１４７号
茨城県日立市千石町３丁目17番28―202号
債務者　酒巻　朱実
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１４８号
茨城県日立市諏訪町２丁目８番21―103号
債務者　大貫　　忠
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１４９号
茨城県日立市大沼町３丁目25番10号
債務者　深作　　智
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１５２号
茨城県高萩市本町４丁目282番地　サンリッジＢ103
債務者　高橋　瑞穂（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第２７８号
茨城県つくば市二の宮１丁目８番地12　センチュリー時計台Ⅱ402号
債務者　佐藤　弘子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２８６号
茨城県つくば市二の宮４丁目６番地１　小野崎アパート９棟103号
債務者　高野美枝子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２９６号
茨城県石岡市石岡2665番地12
債務者　砂山　剛一
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係